

新旧対照表（工損調査等業務費積算基準の一部改正）

新 旧 対 照 表 改 正 案	R3.4.1
工損調査等業務費積算基準	
令和3年 4月 1日改正	
第1 適用範囲	
<p>この工損調査等業務費積算基準（以下「工損積算基準」という。）は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月25日中央用対理事会決定、以下「事務処理要領」という。）第2条（事前の調査等）の第五号建物等の配置及び現況、第4条（損害等が生じた建物等の調査）の調査及び第7条（費用の負担）に係る費用負担額の算定並びに費用負担の説明に係る業務（以下「工損調査等」という。）を請負又は委託に付する場合の業務費を積算するときに適用するものとする。</p> <p>この場合において、併せて「物件等調査業務費積算基準」の「第2業務費の構成」及び「第3業務費の内容及び積算」を適用するものとする。</p> <p><u>ただし、旅費交通費については下記により積算するものとする。</u></p>	
1 旅費交通費	
<p><u>宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、1-1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、1-2を原則適用する。ただし、現地条件等により1-1、1-2によりがたい場合は、国土木部が公表する設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3-3（以下「1-3-3」という。）を適用する。</u></p>	
1-1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）	
<p><u>用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。</u></p> <p><u>往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。</u></p> <p><u>同一業務の中で、率の異なる複数調査の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。</u></p>	
区 分	旅費交通費
工損調査等業務	直接人件費の 1.91 パーセント
注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。	
1-2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）	
<p><u>1) 旅費の率を用いた積算</u></p> <p><u>用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。</u></p> <p><u>往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上する。</u></p> <p><u>同一業務の中で、率の異なる複数調査の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。</u></p>	
区 分	旅費交通費
工損調査等業務	直接人件費の 2.29 パーセント
注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。	

新 旧 対 照 表 現 行	R3.4.1
工損調査等業務費積算基準	
令和2年 4月 1日改正	
第1 適用範囲	
<p>この工損調査等業務費積算基準（以下「工損積算基準」という。）は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月25日中央用対理事会決定、以下「事務処理要領」という。）第2条（事前の調査等）の第五号建物等の配置及び現況、第4条（損害等が生じた建物等の調査）の調査及び第7条（費用の負担）に係る費用負担額の算定並びに費用負担の説明に係る業務（以下「工損調査等」という。）を請負又は委託に付する場合の業務費を積算するときに適用するものとする。</p> <p>この場合において、併せて「物件等調査業務費積算基準」の「第2業務費の構成」及び「第3業務費の内容及び積算」を適用するものとする。</p>	
(新設)	
(新設)	

2) 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算

用地調査等業務については、定められた係数（下記表を参照）に延べ宿泊日数及び滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費については含まれていないため、別途計上する。

同一業務の中で、率の異なる複数調査の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分	日当・宿泊料（千円）
工損調査等業務	6.1X

X：延べ宿泊日数及び滞在日数（休日補正日数は除く）

3) 往復旅行時間にかかる直接人件費

往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記1)、2)には含まれていないため、別途計上すること。その場合は、1-3-3に基づく。

なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。

(新設)